

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

明日香村の人口は、5,179人（令和2年国勢調査）となっており、1990年以降現在まで減少が続いている。また、少子高齢化に加え、村外での就職を目的とした20歳代の社会減が深刻な状況になっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、本村は2060年には約2,000人にまで減少すると予想されており、経済・地域社会の衰退、村の将来の存続が懸念される。本村では令和2年度に「第5次明日香村総合計画及び総合戦略」を策定し、将来的に3,200～4,000人程度の人口の安定化を目標に、転入・転出の状況を改善（社会増）し、「いつまでも住み続けたい、そう思える夢ある村づくり」を目指している。

また、本村の中小企業は248事業所（令和3年経済センサス）となっており、担い手の高齢化や若者離れが進み、人手不足・後継者不足の課題に直面している。このような状況を放置すれば、村内の産業基盤を消失させ、地域の活力の衰退を招きかねない。

この状況を改善し、村の産業を活性化し、持続的な発展及び雇用機会を創出するためには、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にするための取組みを支援していくとともに、新規事業者が参入しやすい環境を創出することが必要である。

(2) 目標

明日香村は、588年に朝鮮半島から、当時東アジアで最先端であった造瓦技術がもたらされ、その技術が約1400年にわたり我が国を代表する産業として発展したり、日本最古の貨幣や大仏の鑄造技術や生産体制を確立するなど、古来より先進性に富んだ新しい技術や文化を享受してきた類いまれな地域である。本村ではその歴史的風土を維持・活用し、「明日香村」を地域ブランドとして、その魅力を発信していくことで、地域活力の向上を目指している。

村内中小企業者においては、その趣旨を基底に踏まえ、先端設備等の導入を推進することにより、中小企業の経営基盤や競争力の強化を図るとともに、新事業・新産業の創出や地域雇用の増加を促進し、地域経済の活性化と地域の魅力向上を目指す。これを実現するため、本計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、農林業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が村内の経済及び雇用を支えており、また、明日香村総合戦略において、企業誘致や起業を行ないやすい環境づくりを推進しており、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において定める先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本村の産業は、平野部から山間部まで広域に点在している。これらの地域で、企業誘致や新規事業者の参入支援も視野に入れながら、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、明日香村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

企業誘致や新規事業者の参入支援を視野に入れており、対象業種・事業については限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 村税の滞納がないこと。
- ④ 本村の地域活性化に資する事業であること。